

第6号議案

余裕金等の運用業務の細則に関する規程の制定について (案)

電気事業法及び再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法の改正に伴い、供給促進交付金交付業務等の新たな業務の追加等に対応するため、資金の調達及び運用の規定の制定を行う必要があることから、余裕金等の運用業務の細則に関する規程（別紙）を制定する。

(資金の調達及び運用)

- ・資金の借入
- ・余裕金の運用
- ・解体等積立金及び納付金の運用

以上

【添付資料】

別紙：余裕金等の運用業務の細則に関する規程制定案

余裕金等の運用業務の細則に関する規程 制定案

変更前	変更後
	<p style="text-align: right;">令和 年 月 日施行</p> <p>余裕金等の運用業務の細則に関する規程</p> <p>(目的) 第1条 本規程は、電力広域的運営推進機関（以下「本機関」という。）の会計規程（以下「会計規程」という。）に基づき実施する余裕金等の運用（電気事業法（昭和39年法律第170号。以下「法」という。）第28条の54の規定により行う余裕金の運用並びに再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再生可能エネルギー電気特措法」という。）第15条の15の規定により行う解体等積立金の運用及び再生可能エネルギー電気特措法第41条の規定により行う納付金の運用（以下「余裕金等の運用」と総称する。））業務に関する細則を定め、適切な業務処理を行うことを目的とする。</p> <p>(基本方針) 第2条 本機関における余裕金等の運用にあたっては、会計規程に従うとともに、原則として余裕金等の元本を確保するとともに、本機関の運営に支障が生じないように流動性の確保に努めることを基本方針とする。 2 再生可能エネルギー電気特措法第2条の6及び第15条の5の規定により政府が講ずる予算上の措置については、その使用目的は交付金の支払いに限定し、安全性と管理の透明性の確保に万全を期すものとする。</p> <p>(預金口座の区分管理) 第3条 本機関は、余裕金等を区分した経理ごとに口座を設定し管理するものとし、同一経理内においても、必要に応じて資金使途や保有形態等資金管理の目的ごとに口座を設定し管理するものとする。 2 本機関における同一経理内での口座の区分設定・管理は、総務部会計室長の責任において行うものとする。</p> <p>(適用される財産) 第4条 本規程が適用される財産は、本機関の保有する財産のうち、銀行その他経済産業大臣が指定する金融機関への預金をいう。</p> <p>(余裕金等の運用の方法) 第5条 本機関の余裕金等の運用の方法は、次のとおりとする。 (1) 国債その他経済産業大臣の指定する有価証券（以下「債券等」という。）の保有 (2) 経済産業大臣の指定する金融機関への預金 (3) 金銭の信託（元本の損失を補てんする契約があるものに限る。）</p> <p>(金融機関等の選択の基準及び競争性の導入) 第6条 本機関は、預金の預け入れ先又は債券の購入先となる金融機関等の選択に際しては、財務内容や格付け等の指標に基づき、経営分析を行った上で決定するものとする。 2 本機関は、余裕金等の運用において、複数の金融機関等による引き合いなど、公平・公正な競争を導入する等、収益性を高める方法を原則として採用する。</p>

変更前	変更後
(新設)	<p>(運用期間)</p> <p>第7条 本機関の余裕金等の運用の期間は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 債券 原則として償還まで10年までとし、最長でも20年までとする。</p> <p>(2) 預金(決済性預金を除く。) 原則として1月までとし、最長でも1年までとする。</p>
(新設)	<p>(債券の取得価格)</p> <p>第8条 債券の取得価格は、原則として額面価格又は額面価格未満とする(ただし、金利情勢により主要購入対象銘柄が額面価格を超え、債券購入の余地がない場合又は大きく額面価格を上回らない場合(額面価格から1%を上回らない場合)には、額面価格を超える水準で取得できるものとする。)</p>
(新設)	<p>(満期保有の原則)</p> <p>第9条 本機関は、債券や決済性預金以外の預金(定期性預金)での保管・運用を行う場合は、満期保有を原則とする。ただし、以下に掲げる場合には、理事会の議決を経て、債券の償還前売却や預金の解除を行うことができるものとする。</p> <p>(1) 債券の発行体の信用状態が著しく悪化した場合</p> <p>(2) 税法上の優遇措置が廃止された場合</p> <p>(3) 交付金支払い等の資金需要や目的に従って、資金を取り崩す場合</p> <p>(4) その他、予期できなかった売却又は保有目的の変更をせざるを得ない、本機関に起因しない事象が発生した場合</p>
(新設)	<p>(流動性の確保)</p> <p>第10条 本機関は、余裕金等の運用にあたって、本機関の運営に支障が生じないように手元流動性に十分配慮するものとする。</p>
(新設)	<p>(余裕金等運用計画)</p> <p>第11条 決済性預金以外での運用対象資産を保有する業務については、毎事業年度、翌事業年度における余裕金等運用計画を策定し、理事会の議決を経なければならない。</p> <p>2 期中に決済性預金以外での運用対象資産を新規に保有する業務については、運用を開始する前までに余裕金等運用計画を策定し、理事会の議決を経なければならない。</p>
(新設)	<p>(運用の動向把握)</p> <p>第12条 理事長は、少なくとも半年に1回、次の点について債券等の運用経過の動向把握を行う。</p> <p>(1) 全運用資産から生じた利子、分配金、配当金等の合計</p> <p>(2) すべての債券等の個別有価証券の時価</p> <p>(3) すべての債券等の個別有価証券の信用格付け</p>
(新設)	<p>(理事会・評議員会・総会への報告)</p> <p>第13条 理事会は、余裕金等の運用の経過及び前年度の運用結果について少なくとも年1回報告を受けるものとする。</p> <p>2 評議員会は、余裕金等の運用の経過及び前年度の運用結果について少なくとも年1回報告を受けるものとする。</p> <p>3 総会は、余裕金等の運用の経過及び前年度の運用結果について少なくとも年1回報告を受けるものとする。</p>

変更前	変更後
(新設)	<p>(資金の借入れ)</p> <p>第14条 本機関は、資金が不足する場合又は不足するおそれがある場合には、金融機関等からの借入金により調達することができる。</p> <p>2 資金の借入れは、電気事業法施行令（昭和40年政令第206号）第4条に定める額から法第28条の5第1項の規定による借入金の現在額及び同項の規定により発行する機関債の元本に係る債務の現在額を差し引いた額の範囲内で、理事会の議決を経なければならない。</p>
(新設)	<p>(金融機関等との取引)</p> <p>第15条 金融機関等との預金取引、手形取引、その他の取引を開始又は廃止する場合は、理事会の議決を経るものとする。</p>
(新設)	<p>附則（令和 年 月 日）</p> <p>この規程は、令和4年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。</p>